

## 見本

### 4. 法定相続人の順位

(2014-11,2014-06,2013-11,2013-06) 出題「民法上の法定相続分」「相続人の欠格および推定相続人の廃除」

#### ● Point

相続人の範囲と順位は民法で決められており、法定相続人には、配偶者相続人と血族相続人がある。血族相続人には第1順位から第3順位までの優先順位がある。代襲相続は、相続以前死亡、欠格、排除の3つがある。

相続人になれる人は、被相続人と一定の身分関係にある人に限定されます。その範囲と順位は民法で決められており、この規定により相続人となるべき人が法定相続人です。

法定相続人には、以下の2つがあります。

#### (1) 配偶者相続人

被相続人の夫または妻です。配偶者は常に相続人となります。

#### (2) 血族相続人

被相続人の子や孫などの直系卑属、父母などの直系尊属および兄弟姉妹です。血族相続人には、次のような優先順位があります。

##### ● 第1順位……子(またはその代襲相続人)

まず子が相続人となります。子がすでに死亡している時に、その子(孫)が代わりに相続人となります。これを代襲相続人といいます。代襲相続は子と兄弟姉妹にはありますが、直系尊属や配偶者にはありません。

##### ● 第2順位……父母などの直系尊属

子や孫がない場合や、すべての子や孫が相続放棄をした場合に父母が相続人となります。

##### ● 第3順位……兄弟姉妹(またはその代襲相続人)

子や孫、父母などがいない場合、あるいはこれらすべての人が相続放棄をした時に、兄弟姉妹が相続人になります。

### (3) 代襲相続

代襲相続が起こるのは、次の場合です。

#### ① 相続開始以前の死亡

相続が開始する前に相続人となるべき人が死亡している場合に、その子や兄弟姉妹が代わって相続します。

#### ② 相続欠格

欠格とは、自分に有利になるようにほかの相続人を殺したり、相続人に無理やり遺言を書かせたりするような場合には自動的に相続権を失います。

#### ③ 相続廃除

廃除とは、被相続人に対する虐待、重大な侮辱、その他著しい非行がある場合、相続人の相続権を奪うことです。遺言で廃除の意思表示をすることが可能です。実際に廃除が認められるには、家庭裁判所の審判が必要です。

### (4) 法定相続分

配偶者はつねに法定相続人であり、その相続分は法定相続人の順位により異なってきます。法定相続人の法定相続分は、レジュメの表のとおりです。